備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第10（第65条の15第２項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第４項関連）

平成　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1（ふりがな）氏名	
2 生年月日	年　月　日
3 離職時の官職又は階級	
4 離職前の求職開始日	年　月　日 （□ 離職前の求職開始日がなかった場合）

5 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

官職又は階級	在職期間	職務内容
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

6 離職日	年　月　日
7 再就職日	年　月　日
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
9 再就職先の業務内容	
10 再就職先における地位	
11 求職の承認の有無	□ 有　□ 無
12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□ 有　□ 無

13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助
（□ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）

（ふりがな）援助者の氏名又は名称	援助の内容

（記載上の注意）
１　離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあっては、当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
２　□のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。
３　離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第10（第65条の15第２項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第４項関連）

平成　　年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1（ふりがな）氏名	
2 生年月日	年　月　日
3 離職時の官職又は階級	
4 離職日	年　月　日
5 再就職日	年　月　日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 求職の承認の有無	□ 有　□ 無
10 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	□ 有　□ 無

（記載上の注意）
１　離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあっては、当該昇任前の階級を（　）で記載すること。
２　□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

国民の保護に関する基本指針の一部変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部変更を次のとおり公示する。

国民の保護に関する基本指針の一部変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）の一部を次のように変更する。

第４章第１節２(4)②中「予測される」の次に「ことから、国［内閣官房、消防庁］は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、地方公共団体の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」を、「異なることから」の次に「、弾道ミサイルが発射された場合には」を加え、「近傍のコンクリート造り等」を「、近傍のコンクリート造り等」に改め、同節５(1)中「建築物」の次に「や地下街、地下駅舎等の地下施設」を加え、「。また、都市部においては地下街又は地下駅舎を必要に応じて指定する」を削り、「一定」を「事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年１月１日から施行する。

第４章第５節１(6)中「国民健康保険制度」を「国民健康保険制度等」に改める。

第４章第７節１中「ＮＢＣ攻撃等」を「、ＮＢＣ攻撃等」に、「避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに」を「避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また」に改める。

総務省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく総務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成29年12月22日　　総務大臣　野田　聖子

総務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
第２章　実施体制の確立	**第２章　実施体制の確立**
第１節　関係機関との協力体制の確立	**第１節　関係機関との協力体制の確立**
各機関（内部部局（大臣官房秘書課、大臣官房総務課、大臣官房会計課、大臣官房企画課、大臣官房政策評価広報課、	各機関（内部部局（大臣官房秘書課、大臣官房総務課、大臣官房会計課、大臣官房企画課、大臣官房政策評価広報課、